

企業会計基準委員会 御中

公益社団法人
日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

企業会計基準公開草案第 89 号

「金融商品に関する会計基準（案）」等について

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）が 2025 年 10 月 29 日に公表した企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等（以下、本公開草案）について意見書を提出する。

当協会はアナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約 30,000 名の日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA*）を擁する。

企業会計研究会は、1977 年 3 月に設立された当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、学識経験者を含む 11 名の委員で構成されている。

本公開草案については、2025 年 12 月 12 日に、ASBJ 副委員長の紙谷孝雄氏、ディレクターの湯原尚氏、専門研究員の山本智恵氏及び白府慶士氏を講師としてお招きし、企業会計研究会委員及び金融セクターアナリストを対象とするオンライン勉強会を開催いただいた。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

当協会では、この勉強会を踏まえ、企業会計研究会委員及び金融セクターアナリストを対象に本公開草案に関するアンケートを実施し、15 名から回答を得た。その集計結果を基に企業会計研究会の委員が議論を行い、当協会としての意見書を取りまとめた。なお、本公開草案に関するアンケートの集計結果は付録資料 1 として添付した。

また、用語、定義等に関するコメントについては、付録資料 2 として添付した。

以下、各質問についてコメントする。

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ 2 及びステップ 3）」と「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ 4）」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意する。質問 1 に対応する我々のアンケートの Q1 では、「同意する」が 86.7%、「同意しない」が 0.0%、「どちらともいえない」が 13.3%であった。

国際的な整合性を踏まえ IFRS 会計基準のモデルを開発の基礎としつつ、一方で、国内の実務や会計慣行にも配慮し、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取り扱いを定めて、予想信用損失モデルを導入した点を評価する。

アナリスト・投資家の視点からは、海外の大手企業と比較が容易であり、財務データを容易に把握しやすいことが、資本コストの低下につながると考える。

ただし、ステップ 4 で開発された「簡素化された予想信用損失の算定方法」については、説明の一層の明確化と開示の充実が必要であると考え。これらの点に関しては、質問 3-1（信用リスクの著しい増大の判定に関する質問）、質問 3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）、質問 5（開示に関する質問）及び質問 7（設例及び開示例に関する質問）に対する各コメントを参照されたい。特に質問 5 に対するコメントでは、強い要望として具体的な改善提案を示している。

なお、以下の意見があった。

- ステップ 1（IFRS と米国基準のいずれのモデルを開発の基礎とするかの選択）において、IFRS 会計基準のモデルを開発の基礎とすることとした理由について、なぜ我が国の会計基準の考え方により親和性があるかを、予想信用損失適用指針案の「結論の背景」にもう少し説明すると、関係者に背景が理解されやすいのではないかと（金利収益と信用損失との対応が図られていることが理由と考えられる）。
- 1990 年代から 2000 年代初頭にかけての不良債権問題の再来は絶対に避けなければならない。当時と比べ、コーポレートガバナンスや信用リスク管理が強化されていることは認識しているが、経営者により予想信用損失が恣意的に悪用されることのないよう、監査可能性が十分に確保された基準設定を望む。

質問 2（範囲に関する質問）

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案の提案に同意する。質問 2 に対応する我々のアンケートの Q2 では、「同意する」が 86.7%、「同意しない」が 0.0%、「どちらともいえない」が 13.3%であった。

予想信用損失を算定する範囲の決定に当たっては、いわゆるオフバランス項目を含め、金融機関や企業の信用リスク管理実務を踏まえ、適切に行われたものとする。

なお、以下の意見があった。

- 劣後債券、劣後受益権等の金融商品は予想信用損失の算定範囲外とされているが、その議論の経緯や今後の方向性について「結論の背景」等で言及があれば、今後の基準開発の示唆となり、利用者にとって有益である。
- 恣意的な区分を避けるため、「貸付金代替性私募債」の定義をより明確化すべきである（例えば、内部リスク管理区分による等）。

質問 3-1（信用リスクの著しい増大の判定に関する質問）

本公開草案における債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい増大の判定（簡素化された判定方法を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案の提案に同意する。質問 3 に対応する我々のアンケートの Q3-1 では、「同意する」が 73.3%、「同意しない」が 6.7%、「どちらともいえない」が 20.0%であった。

信用リスクの著しい増大（SICR）の判定において、「原則的な判定方法」に加え「簡素化された判定方法」を認めていることについて、大きな異論はなかった。

なお、以下の意見があった。

- 「簡素化された判定方法」については、2019年12月に廃止された「金融検査マニュアル」の債務者区分を基礎とする信用リスク管理が用いられている。しかし、廃止の背景にフォワードルッキングな引当を進めるという考えがあったこと、相対的アプローチではなく絶対的アプローチであることを踏まえると、この判定方法は、予想信用損失モデルの考え方と整合するのには疑問が残る。また、原則的な処理の考え方の大枠の中で簡素化している（予想信用損失適用指針案 BC23 項）ため整合しているのか、実務上困難であるため簡素化している（同 BC41 項）ことから整合していないのが、明確ではない。加えて、「原則的な判定方法」とどの程度引当水準が乖離するのかが、明らかではない。以上の点について明確化すべきである。
- 予想信用損失適用指針案第 58 項(2)②「債務者の内部信用格付が前期末において要判定格付に区分されており、かつ、前期以前において信用リスクが著しく増大していないと反証した場合」は反証可能としているが、債務者の状況は変化するものであり、前期末と比較して著しく増大していなくても当初と比較すると著しく増大している場合もあることを踏まえると、1年ごとに判断するプロセスが必要である。また、同項(2)①「債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合」

についても、変化は少ないが信用力の水準は低く、僅かな変化でも損失につながるため、検証を簡素にすべきではない。

- 予想信用損失適用指針案第 28 項の信用減損金融資産に該当するかどうかの判定に関して、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つ又は複数の事象が発生している証拠として掲げる観察可能なデータのうち、(1)の「発行者又は債務者の重大な財政的困難」は他の事象と比較してレイヤーが異なると考える。また、(2)の「契約違反」の一例として「デフォルト」を挙げるのは適切ではないと考える。「デフォルト」という用語は幅広く用いられ、(3)の「借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと」等も含む場合がある。

質問 3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案（簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案の提案に同意する。質問 3-2 に対応する我々のアンケートの Q3-2 では、「同意する」が 86.7%、「同意しない」が 0.0%、「どちらともいえない」が 13.3%であった。

予想信用損失の算定方法において、「原則的な算定方法」に加え「簡素化された算定方法」や「実務上の便法」を認めていることについて、大きな異論はなかった。

なお、以下の意見があった。

- 「原則的な算定方法」の「確率による加重計算」については、予想信用損失適用指針案第 43 項では、「予想信用損失の算定を行う際、すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する。」と定められている。他方、ASBJ が 2025 年 11 月 21 日に開催した解説セミナーの資料（以下、ASBJ 解説セミナー資料）¹の 29 ページに示された<具体例>では、信用損失が発生しない可能性がシナリオに含まれていない。実務においても、信用損失が発生しない可能性をシナリオとして考慮しないケースが多いと考えられるため、例えば、同第 43 項を「予想信用損失の算定を行う際、すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、複数のシナリオを考慮する。」と改めれば、その後続く「その際、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が

¹ ASBJ 「金融商品会計基準等の改正に係る公開草案の解説」（2025 年 11 月 21 日）
https://www.asbj.jp/wp-content/uploads/sites/4/2025_11_seminar.pdf

発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映して、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮する。」との定めにより、信用損失が発生しない可能性も包含できると考える。

- 「簡素化された算定方法」を用いる場合、例えば、信用損失が発生する可能性が最も高い将来予測シナリオのみを考慮する際（予想信用損失適用指針案第 64 項）に、その旨の開示（同 BC131 項(3)）のみならず、そのシナリオの発生確率をどの程度として考えたのか等、投資判断に必要な情報を明確化して開示を求めることも考えられる。

質問 4（償却原価に係る会計処理に関する質問）

本公開草案における実効金利法による償却原価法（実効金利の計算に含める手数料等の範囲を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案の提案に同意する。質問 4 に対応する我々のアンケートの Q4 では、「同意する」が 86.7%、「同意しない」が 0.0%、「どちらともいえない」が 13.3%であった。

償却原価の算定方法について、原則的な方法である「実行金利法」に加え、一定の場合には「金利差額調整法」も認めたことについて、大きな異論はなかった。

ただし、償却原価に関する用語等については分かりにくい点が多い。これらの点に関するコメントについては、「付録資料 2：用語、定義等に関するコメント」も参照されたい。

なお、以下の意見があった。

- 「実効金利法」と「金利差額調整法」における「利息法」の違いが分かりにくい。もし両者の違いが「手数料を含めるかどうか」にあるのであれば、その点を明記すべきである。
- 金融商品会計基準案では第 14 項（注 5）の「償却原価法」の定義が削除されている。他方、金融商品実務指針案第 57-2 項の見出しは「償却原価法の定義」であるにもかかわらず、記載されているのは「償却原価法には、(1)実行金利法及び(2)金利差額調整法がある」という説明のみで、償却原価法そのものの定義は示されていない。この点を踏まえると、金融商品実務指針案第 57 項(3)における「償却原価」の定義を、「償却原価法により算定された価額をいう」とするのではなく、「実効金利法又は金利差額調整法により算定された価額をいう」と改めることで、用語の定義体系を簡素化できると考える。これにより、「償却原価法」という用語を不要とすることが可能とな

り、新旧基準間で同一用語の定義が異なることによる分かりにくさを回避できると考える。

質問5（開示に関する質問）

本公開草案における開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案の提案に同意する。質問5に対応する我々のアンケートのQ5では、「同意する」が73.3%、「同意しない」が6.7%、「どちらともいえない」が20.0%であった。

IFRS第7号で要求される信用リスクに関する開示を、一部を除き、すべて取り入れることについて、利用者として賛同する。

まず、予想信用損失の分解情報については、債権等の特徴が類似するグループごとに引当金の増減が開示されることで、当期の債権の質の変化を把握することができる。次に、信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセス情報の開示は、予想信用損失の数値をそのまま利用できるか、利用者側で調整が必要かを判断する材料となる。また、当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報として、予想信用損失適用指針案の「[開示例2-1]信用リスク格付ごとの債権等の償却原価及び信用リスクに対するエクスポージャー」のように、国内・海外の別や国債・社債といったクラス別で信用リスク・エクスポージャーが開示されれば、地域ごとの債権の管理状況や損失発生リスクを理解する上で極めて重要な情報となる。加えて、担保及び他の信用補完が予想信用損失へ与える影響の開示も、予想信用損失の確からしさを評価する上で重要である。

ただし、以下の改善提案がある。

- アナリスト・投資家は、グローバル運用で投資対象となり得る時価総額の大きな金融機関については、国際的な比較可能性の観点から、「簡素化された予想信用損失の算定方法」ではなく「原則的な予想信用損失の算定方法」を適用することを期待している。したがって、「簡素化された予想信用損失の算定方法」（予想信用損失適用指針案第55項）の適用有無を把握できるようにするため、その各項目について適用している場合には、「注記することが考えられる」（同BC131項）ではなく、「注記する」とし、本文において、例えば、信用リスクの著しい増大に関する判定方法の開示（同第79項(1)）では、同BC131項(1)の記載に先立ち、「第56項に従い内部信用格付を活用して判定する方法を適用している場合には、その旨、及び正常先の区分方法」を要求事項として定めるべきである。「簡素化された予想信用損失の算定方法」は、項目ごとに個別に選択して適用できる（同BC89項）とされている以上、どの項目に当該方法を選択しているのかという基本方針・考え方の開示は必須である。

なお、以下の意見があった。

- 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしているが、債務や債権の帰属が個々の法人にあることを踏まえると、この提案は望ましくない。
- 利用者にとってステージ1の下層又はステージ2との境界付近での滞留が注目ポイントである。このため、まず、「改善提案」として示したように、信用リスクの著しい増大に関する判定方法の開示（予想信用損失適用指針案第79項(1)）には、同第56項に従って内部信用格付を活用して判定した場合に、正常先を優良格付、中間格付及び要判定格付に区分する方法等（同BC131項(1)）を含めるべきである。また、信用リスク格付ごとの注記（同第82項）においては、反証によりステージ1と区分した債権の額（又はステージ1のうち反証によって区分した金額の構成比率）の開示があれば、財政状態や将来キャッシュ・フロー予測の理解が一層深まるため、例えば、同「[開示例 2-1] 信用リスク格付ごとの債権等の償却原価及び信用リスクに対するエクスポージャー」での追加記載が考えられる。
- 内部信用格付を活用して判定する方法を適用する場合には、予想信用損失適用指針案BC131項(2)に記載のように、要判定格付に区分する方法に加え、信用リスクが悪化しやすい要判定格付及びその他要注意先における条件変更した債権の金額及び格付を据え置いている主な理由についての開示があれば、今後の信用損失の見込みや財政状態を見積る上で有用である。
- SICRに関する判定（内部信用格付の利用の有無、反証可能としたかどうか）、予想信用損失の算定（単数・複数シナリオ）、償却原価計算（実効金利・約定金利）等、多くのオプションが存在し、その採用の仕方により結果が大きく異なる可能性がある。企業が採用した方法ではなく、検討したものの採用はしなかった方法による場合との比較情報について、引当残高を中心に示唆が得られる注記があれば、オプション適用の影響を評価する上で有用である。
- 予想信用損失の算定におけるシナリオや感応度分析について、「原則的な算定方法」及び「簡素化された算定方法」の双方が開示されれば、利用者にとって有用性が高まる。

質問 6-1（適用時期に関する質問）

本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案の提案に同意する。質問 6-1 に対応する我々のアンケートの Q6-1 では、「同意する」が 78.6%、「同意しない」が 7.1%、「どちらともいえない」が 14.3%であった。

提案に同意しない意見もあったが、適用時期までの期間が極めて長いものの、一部の金融機関がシステム対応に多くの時間を要することを考慮すれば、やむを得ないと考える。

質問 6-2（経過措置に関する質問）

本公開草案における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案の提案に同意する。質問 6-2 に対応する我々のアンケートの Q6-2 では、「同意する」が 78.6%、「同意しない」が 14.3%、「どちらともいえない」が 7.1%であった。

影響の大きい基準変更であるため、経過措置を設けることはやむを得ないと考える。

なお、以下の意見があった。

- 経過措置が 3 種類あると選択幅が過度に広く、企業間の比較可能性が低下し、監査・実務の複雑性や恣意的選択のリスクが高まる懸念がある。
- 基準変更の影響を容易に把握できるよう、多角的かつ多面的な情報開示による補完が望ましい。

質問 7（設例及び開示例に関する質問）

本公開草案における設例及び開示例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本公開草案の提案に同意する。質問 7 に対応する我々のアンケートの Q7 では、「同意する」が 80.0%、「同意しない」が 6.7%、「どちらともいえない」が 13.3%であった。

なお、以下の意見があった。

- 予想信用損失適用指針案第 76 項では、予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表について、予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合には、当該変動に関する説明を注記するとしている。この記載と同様に、同第 78 項における「償却原価の著しい変動がある場合」については、「償却原価の変動に重要性がある場合」とし、あわせて同 [開示例 1] の標題「予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表及び債権の償却原価の著しい変動に関する情報」を「～償却原価の変動に重要性がある場合の変動に関する情報」と改めて、記載を整合させるべきである。

- 質問 5（開示に関する質問）においては、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用している場合には、その旨を注記することを要求事項として定めるべきであるとの改善提案を示した。これを踏まえると、予想信用損失適用指針案〔開示例 1〕においても、「債権の償却原価の変動に重要性がある場合の変動に関する情報」（前項参照）として、「簡素化された予想信用損失の算定方法」の適用有無及び適用変更の影響について、具体的な注記例を示すべきである。
- 予想信用損失適用指針案〔開示例 1〕の「2. 注記例」で示されている調整表について、「組成、購入、回収及び売却した債権等」は、同第 78 項の例示に沿って「購入又は組成」「回収」「売却」に分解すべきである。変動の事由ごとに開示することは、将来キャッシュ・フローや業績、財政状態を見通す上で極めて有用な情報となる。
- 予想信用損失適用指針案第 85 項では「開示に用いる信用リスク格付の数は、企業が信用リスク管理目的で経営者に報告している数と整合的である必要がある。」と定められている。この定めは、同「〔開示例 2-1〕信用リスク格付ごとの債権等の償却原価及び信用リスクに対するエクスポージャー」では「1. 前提条件」(3)で示されているが、「2. 注記例」「(1) 内部信用格付別」で示されるべきである。2. (1)では、「内部信用格付 1-2」や「内部信用格付 3-4」のように、複数のノッチが集約して示されているが、同第 85 項の定めを当該注記例と併せて記載することで、開示の粒度が経営者への報告と整合的であることの注意喚起効果が高まると考える。また、内部信用格付について、当該注記例では 7 段階が示されている一方で、ASBJ 解説セミナー資料の 17 ページ及び 21 ページでは 10 段階が用いられている。7 段階では粒度が粗い印象があり、10 段階で示す方が適切であると考ええる。

質問 8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

質問 4 でも述べた通り、本公開草案の用語、定義等には分かりにくい点が多い。これらの点に関するコメントは「付録資料 2：：用語、定義等に関するコメント」を参照されたい。

なお、以下の意見があった。

- 今後、分類及び測定に関する検討を進めるにあたり、キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみで構成されることを要件とする SPPI 要件、並びに、金融資産をどのような目的（例：契約上のキャッシュ・フローの回収、売却、又はその両方）で保有するかという企業のビジネスモデルに基づき分類を行うビジネス要件の導入については、慎重な検討をお願いしたい。SPPI 要件及びビジネス要件

はいずれも要件充足の判断が難しく、解釈や判断にばらつきが生じることで、実務運用が不明確となり、比較可能性が損なわれる懸念がある。

質問9（補足文書（案）に関する質問）

補足文書（案）に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

特に意見はない。

以上

付録資料 1：本公開草案に関するアンケートの集計結果

当協会では、企業会計研究会委員及び金融セクターアナリストを対象に本公開草案に関するアンケートを実施し、15名から回答を得た。

各 Q は本公開草案の各質問に対応している。

Q1：開発にあたっての基本的な方針に関する質問 …質問1

(a) 同意する。	13人	86.7%
(b) 同意しない。	0人	0.0%
(c) どちらともいえない。	2人	13.3%
合 計	15人	100.0%

Q2：範囲に関する質問 …質問2

(a) 同意する。	13人	86.7%
(b) 同意しない。	0人	0.0%
(c) どちらともいえない。	2人	13.3%
合 計	15人	100.0%

Q3-1：信用リスクの著しい増大の判定に関する質問 …質問3-1

(a) 同意する。	11人	73.3%
(b) 同意しない。	1人	6.7%
(c) どちらともいえない。	3人	20.0%
合 計	15人	100.0%

Q3-2：予想信用損失の算定方法に関する質問 …質問3-2

(a) 同意する。	13人	86.7%
(b) 同意しない。	0人	0.0%
(c) どちらともいえない。	2人	13.3%
合 計	15人	100.0%

Q4：償却原価に係る会計処理に関する質問 …質問4

(a) 同意する。	13人	86.7%
(b) 同意しない。	0人	0.0%
(c) どちらともいえない。	2人	13.3%
合 計	15人	100.0%

Q5：開示に関する質問 …質問5

(a) 同意する。	11人	73.3%
(b) 同意しない。	1人	6.7%
(c) どちらともいえない。	3人	20.0%
合 計	15人	100.0%

Q6-1：適用時期に関する質問 …質問6-1

(a) 同意する。	11人	78.6%
(b) 同意しない。	1人	7.1%
(c) どちらともいえない。	2人	14.3%
合 計	14人	100.0%

Q6-2：経過措置に関する質問 …質問6-2

(a) 同意する。	11人	78.6%
(b) 同意しない。	2人	14.3%
(c) どちらともいえない。	1人	7.1%
合 計	14人	100.0%

Q7：設例及び開示例に関する質問 …質問7

(a) 同意する。	12人	80.0%
(b) 同意しない。	1人	6.7%
(c) どちらともいえない。	2人	13.3%
合 計	15人	100.0%

以上

付録資料 2：用語、定義等に関するコメント

項	コメント
金融商品会計基準案	
90	<p>金融商品会計基準案では、償却原価の算定には 2 つ（実効金利法と金利差額調整法）あることは示されておらず、したがって、「金利差額調整法」という用語は使われていないことから、以下のように修正する方がよいのではないかと。</p> <p>「20XX 年改正会計基準では、金銭債務の会計処理は変更しないためものの、従来の償却原価法に基づいて算定された価額と同様には金利差額調整法による償却原価とされたため、金銭債務の収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価をもって貸借対照表価額とすることとなるした。」</p>
N/A	<p>実効金利の定義はあるか。</p> <p>「信用調整後の実効金利」（実務指針案 57-11 項）の定義から、「当初の実効金利は、金融資産の予想存続期間を通じて見積った将来の期待 CF について、その取得価額まで割り引く率」とすることが考えられる（なお、IFRS 第 9 号において、実効金利（effective interest rate）は、予想存続期間を通じて将来 CF の見積りを帳簿価額まで割り引く率）。</p>
予想信用損失適用指針案	
9-10 12	<p>信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な場合に、将来予測的な情報を用いること（9 項）と、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、債権等に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮すること（12 項）との関係。同じか、違うか、大小関係か。</p>
BC24	<p>「実効金利による償却原価」は、「実効金利法による償却原価」（例えば、BC12 項）ではないか。</p>
11 25	<p>「信用リスク」「デフォルト発生リスク」「デフォルトの発生確率（PD）」とは同じか、異なるか。異なる場合、何が異なるか。</p> <p><表現例></p> <p>基準 27 項 予想信用損失の算定にあたっては、期末において、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて、債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか判定する。</p> <p>11 債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定は、～債権等の発生の認識以降にデフォルト発生リスクが著しく増大しているかどうかに基づいて行う。（BC51 項も同様）</p> <p>25 「信用リスクが低いと判断される場合」とは、次の（1）（債権等に係るデ</p>

項	コメント
	<p>フォルト発生リスクが低い) から (3) のすべてを満たす場合をいう。</p> <p>BC51 本適用指針では、期末において信用減損している又は実際にデフォルトが発生しているかにかかわらず、としている (11 項)。これは、一般的に債権等が信用減損となるか又は<u>デフォルトが発生する前に信用リスク</u>が著しく増大すると考えられるためである。</p> <p>BC59 <u>信用リスク</u>が著しく増大しているかどうかの判定にあたって、<u>～デフォルトの発生確率</u>の利用のみを想定する算定手法は現実的ではないため、～。</p> <p>IFRS 第 9 号では、貸倒実績率を用いるアプローチなどの明示的に<u>デフォルトの発生確率</u>をインプットとして含んでいないアプローチは、<u>デフォルト発生リスク</u>の変動を予想信用損失の他の発生要因 (担保など) と区別できる場合に適切なものとなる可能性があり、また、担保価値を含めない信用リスクの変動に基づいて<u>信用リスク</u>が著しく増大しているかどうかを判断することとされている。</p>
38	<p>収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用損失を算定する際、「貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数に応じた引当率を定める方法」を用いることができることを提案している (38 項)。</p> <p>他方、結論の背景では、「貸倒実績に基づき、将来予測的な見積りを反映して予想信用損失を算定する方法」の例示であり、IFRS 第 9 号の定めを取り入れることとしたとしている (BC66 項)。本文では、将来予測的な見積りを反映することが読めないのではないか。</p>
66	<p>「債権等」には、金融保証契約、当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約も含まれ (4 項)、これらの貸出コミットメント等の未使用枠については、オフバランスの残高に対して予想信用損失が計上されるため (34 項)、回収するという合理的な予想を有していないときでも、その金額を債権等から直接減額できないのではないか。</p>
BC52	<p>以下の微修正の方がわかりやすいのではないか (IFRS 第 9 号 B5.5.9 項)</p> <p>「この点、債権等の発生の認識以降の信用リスクの変動の著しさは、発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクの<u>水準</u>に左右されると考えられる。したがって、デフォルト発生リスクの<u>絶対値</u>での<u>変動の絶対値</u>が同じであっても、発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクが高い債権等に比べて、発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクが低い債権等の方が信用リスクの変動は著しいこととなると考えられる。」</p>
BC89	<p>「企業の判断により「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目について、個別に選択して適用できるとした。」に該当する本文はあるか。</p>

項	コメント
BC90	「本適用指針 BC88 項(1)から(3)」は、本文である「本適用指針 55 項(1)から(3)」の記載とすべきではないか。
金融商品実務指針案	
57	取得差額（金融資産の取得価額と債権額との差額）や収入差額（金融負債の収入に基づく金額と債務額との差額）と、プレミアム又はディスカウントと（例えば、57-3 項）は、どのように異なるか。
57-3	「実効金利を計算する際、 <u>金融商品</u> のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行う。」について、実効金利法は、金融資産に対してのみ適用されるため、57-12 項（信用調整後の実効金利の算定）と同様に、下線部分は「金融資産」か。
57-3	実効金利に反映される「契約の当事者間で授受されるポイント」とは何か。
57-11 301-3	金融商品会計基準案では、「信用減損債権」を、対象となる金融資産が債権である信用減損金融資産をいう(注 8-4)としているため、「購入又は組成した信用減損債権である債権の帳簿価額」ではないか。

以上